

2月16日(木)～3月15日(水)

申告書の受け付けが始まります

所得税は税務署で 市民税・都民税は市役所で 忘れずに提出しましょう!

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは、2月16日(木)～3月15日(水)です。所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。各会場とも車での来場はご遠慮ください。なお、申告は郵送でもお受けします。申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、「控え」をボールペンや万年筆で記載の上、切手を張った返信用の封筒を同封してください。

所得税の確定申告

申告と相談は東村山税務署(〒189 8555、東村山本町1ノ20ノ22、☎042・394・6811)へ。
土曜・日曜日、祝日はお休みです。

申告書は自分で書いて提出はお早めに
所得税の申告と納税は2月16日(木)～3月15日(水)個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日(金)まで
なお、同税務署では、2月19日・26日の日曜日限り、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います

所得税の申告と納税は2月16日(木)～3月15日(水)

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日(金)まで

なお、同税務署では、2月19日・26日の日曜日限り、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います

確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います

市有地を売却

市では、次の市有地を競争入札により売却します。入札案内書は管財課(市役所4階)で配布します。
【物件】所在地=新川町一丁目299番4 地目=雑種地面積(換地面積)=250平方メートル 参考価格=7625万円(参考価格は価格の目安を示したものです。入札の際、参考にしてください)
【入札参加者の資格】個人または法人
【入札会等】2月28日(火)午後1時～2時に入札保証金200万円の納入。同日午後2時に入札会。会場は市役所7階入札室
【契約の締結】3月7日(火)まで
【売買代金の納入】3月20日(月)まで
詳しくは同課管財係☎70・7718へ。

い家事使用人、在日外国公館に勤務する方および国外で支払いを受ける給与等のある方など

(3) 老年者控除等の廃止に伴い、17年から公的年金等から源泉徴収税額を引かれていた方、年金を2力以上から受けている方は確定申告が必要となる場合があります

自宅や事業所のパソコンでらくらく確定申告(検算) 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成(入力)し、プリントアウトした確定申告書は、そのまま税務署に提出することが出来ます。また、所得税の確定申告書の決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書も作成可能です。

整にかかる住宅借入金等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方

(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
給与の年収が2000万円を超える方
給与を2力以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方
給与以外の所得が20万円を超える方
同族会社の役員等である方
その法人から貸付金の利子や不動産の賃料などの支払いを受けている方
所得税の源泉徴収が行われな

すのでご利用ください。
所得税の確定申告が
必要

所得税の確定申告は2月16日(木)～3月15日(水)

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日(金)まで

なお、同税務署では、2月19日・26日の日曜日限り、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います

確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います

市民税・都民税の申告

申告と相談は課税課市民税係(市役所2階、内線2333～2337)へ。
土曜・日曜日、祝日はお休みです。

申告が必要な方

(1) 18年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

(2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方
勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
給与を2力以上から受けている方
17年中に退職し、18年1月1日現在就職していない方
給与のほかに地代、家賃

申告の必要がない方

(1) 「申告が必要な方」の

確定申告の無料相談(税理士会)

会場	日程	受付時間
市役所 7階701会議室	2月17日(金)まで	午前9時半～11時半 午後1時半～3時半

受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は税務署または有料で税理士にご相談ください。

仕事などで平日昼間の相談が困難な方 どうぞご利用ください 夜間・休日の 納税相談窓口を開設

平日の夜間と休日の昼間に納税相談窓口を開設します。市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税等の市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。
相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。税証明の発行、課税の相談や申告の受け付けはできません。

夜間納税相談窓口

【日時】3月1日(水)・2日(木)のいずれも午後8時まで

休日納税相談窓口

【日時】3月4日(土)・5日(日)のいずれも午前9時～午後4時
【会場】夜間・休日相談のいずれも納税課(市役所2階)
詳しくは同課☎70・7730へ。

納税にご協力を

2月28日(火)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは同課へ。



用できない場合がありますのでご注意ください。

サラリーマンで還付申告をされる方へ

還付申告は、税務署で受け付け中です。

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの適用を受けることができる方、また、年中途中で退職したため

所得のある方は、同コーナーで確定申告書を作成することができますが、土地・建物等の譲渡所得のある方など、利

(1)～(3)に該当する方でも、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

(3) 給与所得者の妻などで同居の方の扶養になっている方

(4) 17年中から継続して生活保護を受けている方

前年中に収入のなかった方も申告を

前年(17年)中に、病氣・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し提出してください

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・

年末調整を受けることができなかった方などは、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

還付金の振込先は正確にご記入を

振り込みは、申告者(本人)名義の口座に限り、還付金の支払いは、申告書を提出してから約1ヵ月半～2ヵ月

(同居の方の扶養になっている場合は除く)。

申告書は、申告する必要が

あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、同係へご連絡ください。なお、申告書は、上の原簿山・ひばりが丘の各出張所にも用意してあります。

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・

申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・

かかる場合があります。

事業者の皆さんへ
消費税の届け出を

課税売上高が1000万円を超えたら、消費税課税事業者届出書を提出してください。届け出には普段からの帳や書類の保存が大切です。課税事業者となる方は、15年分の課税売上高が1000万円を超えている方、17年分

納税は便利な
口座振替で

申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用可)から

申告書は、申告する必要が

あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、同係へご連絡ください。なお、申告書は、上の原簿山・ひばりが丘の各出張所にも用意してあります。

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・

の消費税の課税事業者、また、16年分の課税売上高が1000万円を超えている方、18年分の消費税の課税事業者です。

納税は便利な
口座振替で

申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用可)から

申告書は、申告する必要が

あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、同係へご連絡ください。なお、申告書は、上の原簿山・ひばりが丘の各出張所にも用意してあります。

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・



市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所 2階204・205会議室	2月16日(木)から 3月15日(水)まで	午前8時半～11時 午後1時～5時

土曜・日曜日はお休みです。また、車での来場はご遠慮ください。